

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく、農業者等の協議が行われたので、同項の規程により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

三春町長 坂本 浩之



1 協議の場を設けた区域の範囲

貝山地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年2月27日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

個人 5経営体

法人 5経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手の意向を的確に把握しながら、農地の効率的な集約を行うため、状況に応じて農地中間管理機構制度を活用する。

6 地域農業の将来のあり方

後継者、担い手不足を解消する方策として、定年退職後の労働力を活用する。

日本型直払制度を活用して、地域ぐるみで耕作放棄地を解消するため、地域内の畦畔や法面の草刈り作業、水路、農道などの適切な維持管理を地域で取り組んでいく。

新規就農者の研修体制を整え、受け入れしやすくする。

貝山営農組合を法人化し、後継者や新規就農者の育成を行う。